

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	25	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産 （1日当たりの平均利用者数10万人以上の駅及び当該駅からの距離が100km以内の駅、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）に基づく公共交通特定事業の対象に位置付けられた駅） 鉄道事業者等が取得した「エレベーター」並びにその設置に係る家屋及び償却資産 （1日当たりの平均利用者数3千人以上の駅及び1日当たりの平均利用者数2千人以上でバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅） ・ 特例措置の内容 取得後5年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3に軽減する特例措置を2年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第15条第23項 地方税法施行令附則第11条第28項～第30項 地方税法施行規則附則第6条第53項、第54項		
減収見込額	[初年度] — （▲712） [平年度] — （▲1,263） [改正増減収額] （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっていることから、バリアフリー法に基づき鉄道をはじめとする公共交通機関のバリアフリー化を推進する。 （2）施策の必要性 第3次交通政策基本計画（令和8年1月16日閣議決定）やバリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和7年12月26日）において、令和12年度末までに、鉄軌道駅については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでのホームドア整備の加速化を目指し、4,000番線、そのうち1日当たりの平均利用者数10万人以上の駅において、900番線を整備することとしている。また、1日当たりの平均利用者数3千人以上及び2千人以上3千人未満で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅におけるエレベーターの設置等による段差解消を促進することとし、公共交通機関のバリアフリー化を一層推進することとしている。 他方、バリアフリー施設の整備は、整備時に多大なコストがかかるだけでなく取得した施設の維持管理にもコストがかかる一方、直接的な収益増加につながらないため、鉄道事業者等にとって誘因が働きづらい設備であり、鉄道事業者等は国・地方公共団体の支援の下、整備を進めているところ。		

	第3次交通政策基本計画やバリアフリー法に基づく基本方針の整備目標を達成するためには、国の支援による整備に加え、税制特例によるインセンティブ措置が重要であり、全国の鉄道施設のバリアフリー化の加速に向け、本特例措置の延長が必要不可欠である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する ○鉄道駅におけるホームドアの整備 ○1日当たりの平均利用者数3千人以上の駅及び1日当たりの平均利用者数2千人以上でバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅のバリアフリー化 移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号） 第3次交通政策基本計画（令和8年1月16日閣議決定） 第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定）
		政策の達成目標	○公共施設等のバリアフリー化率 1日当たりの平均利用者数3千人以上の駅及び1日当たりの平均利用者数2千人以上で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅を原則100%バリアフリー化（令和12年度まで） ○ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数 4,000番線を整備。そのうち、1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄軌道駅において、900番線を整備。（令和12年度まで）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	○公共施設等のバリアフリー化率 1日当たりの平均利用者数3千人以上の駅及び1日当たりの平均利用者数2千人以上で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅を原則100%バリアフリー化（令和12年度まで） ○ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数 4,000番線を整備。そのうち、1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄軌道駅において、900番線を整備。（令和12年度まで）
	有効性	政策目標の達成状況	業績指標 13：公共施設等のバリアフリー化率等 ②旅客施設のバリアフリー化率（i）段差解消のうち鉄軌道駅） 実績値：94.2%（令和6年度） ④ホームドアの整備番線数（i）鉄軌道駅全体、（ii）平均利用者1日10万人以上の駅） 実績値：（i）2,830番線（ii）621番線（令和6年度）
		要望の措置の適用見込み	令和9年度：16事業者 85駅 令和10年度：15事業者 94駅
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄軌道駅のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大なコストがかかる上、取得した施設等の維持管理にも継続的にコストが生じるものである。このため、取得した資産に係る固定資産税等を減額することにより、鉄道事業者等の負担が軽減されることから、更なるバリアフリー化施設等の整備・導入に対するインセンティブになるものである。

	相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	地域公共交通確保維持改善事業費補助金：765 億円の内数（令和9年度概算要求額） 鉄道駅総合改善事業費補助※：24 億円の内数（令和9年度概算要求額） 都市鉄道整備事業費補助※：229 億円の内数（令和9年度概算要求額） 鉄道施設総合安全対策事業費補助：199 億円の内数（令和9年度概算要求額） ※バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅は補助率最大 1/2 に拡充
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	鉄軌道駅のバリアフリー化については、エレベーターやホームドアの設置等の一層の機能向上が求められている一方、過去に整備したエレベーターやホームドア等に係る維持管理費用が増加している状況にある。 上記予算措置は施設等を取得する際に活用されることを想定しており、本特例措置は、取得した施設等の維持管理に係る負担を軽減するものである。
		要望の措置の 妥当性	エレベーターの設置やホームドアシステムの導入に際しては、バリアフリー化施設の整備だけではなく施設の維持管理にもコストがかかるところ、これらに対する鉄道事業者等の投資を促進し、基本方針の整備目標を達成するためには、国の支援によるバリアフリー施設の整備に加え、本特例措置によって、施設の維持管理コストの軽減を図る必要がある。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3年度実績 438 百万円 (26 事業者) 令和4年度実績 476 百万円 (28 事業者) 令和5年度実績 454 百万円 (27 事業者) 令和6年度実績 418 百万円 (25 事業者) 令和7年度実績 434 百万円 (26 事業者)
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（固定資産税） 令和4年度 35,611,679 千円 令和5年度 34,275,394 千円 令和6年度 31,501,415 千円 課税標準（都市計画税） 令和4年度 549,499 千円 令和5年度 385,566 千円 令和6年度 239,066 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、エレベーターの設置やホームドアシステムの導入に伴い取得した設備等の維持管理に係る負担が軽減されることから、更なるバリアフリー化を進めるためのインセンティブとして有効である。
	前回要望時の達成目標	業績指標9：公共施設等のバリアフリー化率等 ②旅客施設のバリアフリー化率（i）段差解消のうち鉄軌道駅） 原則 100%（令和7年度まで） ④ホームドアの整備番線数（i）鉄軌道駅全体、（ii）平均利用者1日10万人以上の駅） （i）3,000 番線（ii）800 番線（令和7年度まで）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	業績指標9：公共施設等のバリアフリー化率等 ②旅客施設のバリアフリー化率（i）段差解消のうち鉄軌道駅） 実績値：94.2%（令和6年度） ④ホームドアの整備番線数（i）鉄軌道駅全体、（ii）平均利用者1日10万人以上の駅） 実績値：（i）2,830 番線（ii）621 番線（令和6年度）
これまでの要望経緯		平成24年度：創設 平成26年度：延長 平成28年度：延長・拡充（ホームドアの適用要件を、「1日当たりの平均利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき策定された移動等円滑化基本構想に位置付けられた駅」に拡充） 平成30年度：延長 令和2年度：延長 令和3年度：延長・拡充（エレベーター等に係る特例対象にバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた1日当たりの平均利用者数2千人以上の駅を追加）

	令和 5年度：延長 令和 7年度：延長
--	------------------------

措置名：鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置

○ 自己点検の結果

①短期アウトカムの達成状況

○自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【主要鉄道事業者（JR6 社及び大手民鉄 16 社。以下同じ。）における、移動等円滑化取組計画書にエレベーター整備またはホームドア整備に関する計画がある割合。】（令和 6 年度・目標値 100%）については、令和 6 年度に 100%であるから目標を達成している。

②中期アウトカムの達成状況

○自己点検を実施した結果、中期アウトカムである【主要鉄道事業者における、移動等円滑化取組報告書において移動等円滑化取組計画書に対応した実施状況に関する記載がある割合。】（令和 6 年度・目標値 80%）については、令和 6 年度に 82%であるから目標を達成している。

③長期アウトカムの達成状況

○自己点検を実施した結果、長期アウトカムの指標、実績については以下の通りとなっており、第 3 次目標達成に向けて推移しているが、一部満たない状況となっている。第 4 次目標において目標値が改定され、引き続き鉄道駅のバリアフリー化を進めていく必要があることから、引き続き本特例措置を継続する必要がある。

〔指標〕

- ①バリアフリー法の基本方針における整備対象の鉄軌道駅の段差解消率
- ②ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数

〔目標値〕

- （第 3 次目標）①原則 100% ②3,000 番線（うち 10 万人/日以上駅の駅においては 800 番線）
（第 4 次目標）①原則 100% ②4,000 番線（うち 10 万人/日以上駅の駅においては 900 番線）

〔対象期間〕

令和 3 年度～令和 12 年度

〔実績（令和 6 年度末）〕

- ① バリアフリー法の基本方針における整備対象の鉄軌道駅の段差解消率：94.2%
- ② ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数：2,830 番線（うち、10 万人/日以上駅の駅については 621 番線）

④要望への反映

○以上のことから、本特例措置は、一定の政策効果が認められるため、適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日）まで延長することを要望する。